

広報 水巻

2月 10日

第326号

毎月10日・25日
福岡県遠賀郡
水巻町発行



ぼくらの豆まき

……節分の日……

おにはそとー、ふくはうちー。二
月三日は節分の日、町内の各保育所
では豆まきが行なわれましたが、母
子寮でも、園児が自分たちで作った
面をかぶり、先生が投げる豆から元
氣よく逃げまわっていました。

町の人口

(50年1月末現在)

人口	24,095
男	11,689
女	12,406
世帯数	7,094

式ぞめ出合同

郡消防団を一堂に

小隊訓練やポンプ操作など 訓練の成果をひろう



水巻町消防団員の堂々たる分列行進

博清、浅沼政次
福岡県民火災共済理事長表彰
水巻町消防団第五分団
消防協会連賀支部長表彰
岩崎悦郎、原田日出男
消防団長表彰

功労者 内尾勝正、石橋利夫
優良団員 平城茂幸、太田久
義、桂恒夫、穴井信
男、鶴城繁美、立山
板井三男

荒巻和明、行正政実、増田博己
森山茂、坂口健治、東良二、西
田修一、川島幸治、阿古信太郎
板井三男

統一地方選挙

県知事・県議と町議

名簿の縦覧は 期間内に

臨時特例法による統一地方選挙の選挙人名簿の登録日、登録基準日、縦覧期間が次のとおり決まりました。登録基準日の三ヶ月前までに、住民登録をしていないとその市町村での選挙権がありませんのでご注意ください。

なお、選挙人名簿の縦覧を希望される方は、役場住民課で行なっていますので、期間内に申し出られるようお願いいたします。

●県知事・県議会議員選挙

登録の基準日 3月17日(有権者は、昭和49年12月17日までに入籍届をされた方で、3ヶ月以上住所を有している方。)

登録日 3月18日
縦覧期間 3月19日～3月23日

日の5日間(8時30分～17時)
投票日 4月13日

●町村議会議員選挙

登録の基準日 4月15日(有権者は、昭和50年1月15日までに入籍届をされた方で、3ヶ月以上住所を有している方。)

登録日 4月16日
縦覧期間 4月17日～4月21日の5日間(8時30分～17時)
投票日 4月27日

町建設工事など 指名願の受付

昭和五十年年度に水巻町が発注する建設工事、電気・水道工事、測量設計業務、地質調査の入札、見積りに参加を希望される方は、次の要領で受け付けますので申し込みください。

- 二位 芦屋Aチーム
- 区間賞
- 一区 古閑(芦屋A)
- 二区 金城(水巻A)
- 三区 土井(水巻A)
- 四区 黒川(水巻A)
- 五区 山口(水巻B)
- 六区 田原(水巻A)

水巻町が快走 遠賀郡各町 対抗駅伝大会

一月二十六日、遠賀郡各町の対抗駅伝大会が岡垣町で行なわれ、二位の水巻町と四分の差をつけ見事優勝を飾りました。

全行程を六区間に分け、一区は一般、二区は中学生、三区は青年、四区は一般、五区は中学生、六区は青年で選手を決めての対抗戦でしたが、この六区間のうち二・三・四・五・六区の五区間の区間賞を水巻町が奮うという圧倒的強さを見せました。

大会結果は次のとおりです。

- 優勝 水巻Aチーム
- 選手 一区(有本)、二区(金城)、三区(土井)、四区(黒川)、五区(黒川)、六区(田原)

一月二十六日、芦屋競艇場の駐車場に多数の来賓を迎え、遠賀郡四町合同出ぞめ式がはなやかに行なわれました。

四町が合同で行なうようになったのは、今年で二回目、この日は郡四町の消防団員に郡の消防署員が加わり、小隊訓練やポンプ操作など日頃の訓練の成果をひろうして行なわれました。

また、この式上で、消防団員として活躍され、功績のあった方たちに対して次のとおり表彰が行なわれました。(敬称略)

日本消防協会会長表彰
精進章 山本正敏
福岡県知事表彰
永年勤続 脇坂光雄、宮川静雄
福岡県消防協会会長表彰
永年勤続

25年 中原敏夫、井上保男、太田久義
20年 脇坂光男
10年 入江雅人、西京一、川島健司

防火消防施設宣伝の普及改善

利用規程とマイクロバス 巡回日程を変更

日曜日も開所

えぶり山荘

●定休日

・毎週月曜日
・国民の祝日(ただし、祝日が日曜日と重なっても開所し、月曜日が定休日となります。)

(例) 今年の十一月二十三日は日曜日と祝日が重なりますが、当日は開所し、翌日の月曜日が休みとなります。

●マイクロバスの巡回

・地域別(別図)

町内を鹿児島本線を中心として南北に二分してさらに南地域を二班と二班に、北地域を二班と二班に分け、南地域と北地域を二日おきに巡回します。
・奇数日は南地域を、偶数日は北地域を巡回します。
二月は別表1のようになります。

両地域とも一、二班と順次巡回します。
・停車場及び発車時間は別図のとおりです。

・停車場が詳細に記入されていない所は、公民館または集会所です。また発車時間に多少のずれがありますから早めにお集まりください。

・別図のように巡回しますが、

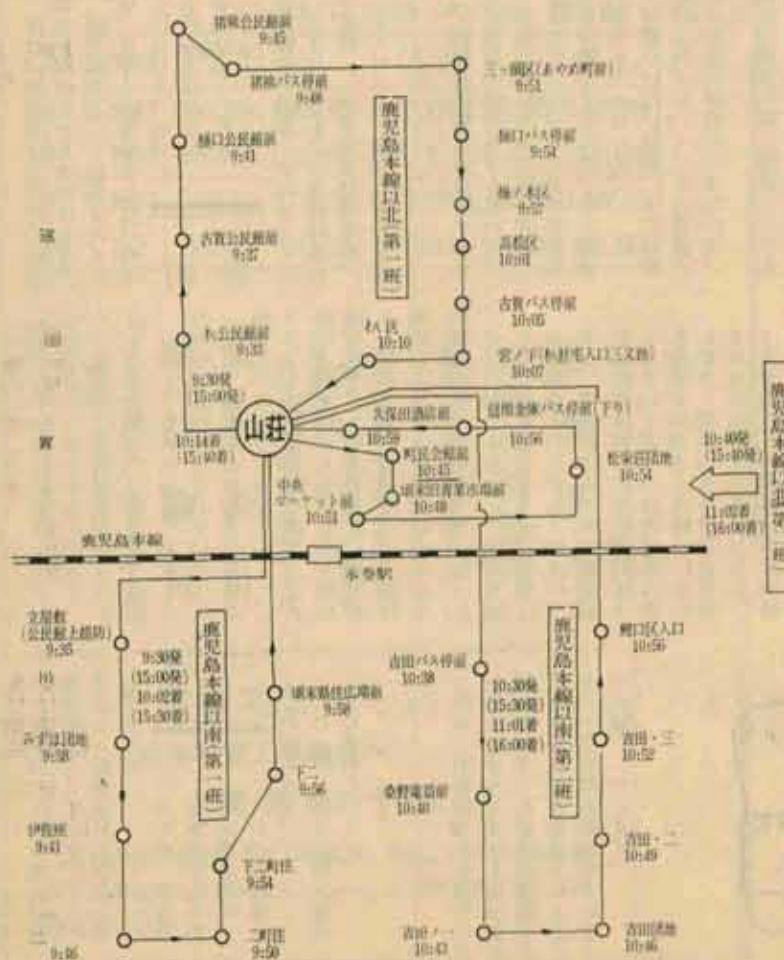
巡回日程

(別表1)

日	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
地域	南	北	休み	北	南	北	南	北	南	休み	南	北	南	北

マイクロバス巡回路線図

内印の時間は降りる時間です



九時三十分に出発し、巡回途中伊左座で満員になったとします。この場合ただちに山荘に送り、第二回目はまた伊左座から以下二、三町と巡回します。したがって二、三町からの巡回時間が相当されることとなります。

・この巡回計画は、特別の支障がない限り変更はしません。よって三月以降の巡回日も同じようになりますのでご注意ください。

⑥番の窓口から

本人以外は委任状が必要な 諸証明の交付

役場で交付している諸証明の中には、本人以外に交付できないものが多くあります。本人が直接役場に来ることができず、他の人に委任するときは委任状が必要ですので、ご注意ください。

委任状が必要なもの
納税証明(町民税、固定資産税)、所得証明、資産証明、評価証明



の 児 園 保 育 募

昭和五十年度、町内保育園の入園児を次のとおり募集いたします。

◇保育所名・所在地・定員

・水巻町立第一保育園

・水巻町立第二保育園

・水巻町立第三保育園

・水巻みなみ保育園

・水巻北保育園

・古賀区 九十名

・下二 六十名

・猪俣 六十名

◇申し込み方法

・入所申請書一通(投稿老人児童課に用意しています)

・給与証明書、または収入申告書、理由申立書

提出先 投稿老人児童課(郵送)

提出先 投稿老人児童課(郵送)

での受付はいたしません。

◇申し込み受付期間

2月10日～2月25日

平日 8時30分～17時

土曜日 8時30分～12時

◇入所には次のような措置基準があります。

・両親がいつも共働きをしてい

ます。

確定申告はお早めに

2月16日～3月15日

所得税の確定申告と納税の期間は、二月十六日から三月十五日までとなっております。期限におくれないよう正しい申告と納税をお願いします。

税務署から日時を指定した納税相談の案内はしていませんが、申告のことでわからないことや、詳しく知りたいことがあればお気軽に税務署におたずねください。

また、次の日程で相談会場(税務署、投稿、税理士会などで設

置)を特設しますのでご利用ください。

会場 水巻町民会館ホール

日時 3月3日～4日 9時30分～16時

●還付を受けるための確定申告はお早めに税金の還付を受けるための申

告は、二月十六日以前でも受け

れます。早く申告すれば税金の還付もそれだけ早く受けられます。

●贈与税の申告と納税は三月十五日まで

納税は三月十五日まで、四十九年中にもらった財産の価額が、基礎控除(四十万円)を超えるときは、贈与税の申告と納税をしなければなりません。

申告と納税は二月一日から三月十五日までです。

町臨時職員 登録を受付けの

町は、昭和五十年年度中の臨時職員を次のとおり受付けます。臨時職員として雇用されるには、まずこの登録をしなければなりません。希望される方は早めに申し込みください。

職員資格
性別、学歴は問いませんが、十八歳以上、四十五歳未満
登録受付期間 50年3月1日～3月31日までの執務時間内
職種 一般事務及び看養婦、タイピスト、保母などの技術
年齢(ただし、技術職員は五十五歳未満)
手続 投稿人事課へ履歴書一通(市販のものを使用して

パン書きのこと)を本人が直接持参してください。
賃金 一般事務筆料 一日二千五百円
その他 登録者名簿の中から町が必要な時に、そのつど勤務していただきます。
くわしいことは投稿人事課におたずねください。

なお、昭和四十九年度中に申し込みをされてまだ入園決定通知のない方、及び現在通園中で引き続き入園を希望される方ももう一度書類の提出をされるようお願いいたします。



町営住宅の入居者を募集

町は、現在建設している吉田団地の耐火構造五階建簡易耐火構造二階建、身障者向住宅および二、下二、吉田団地、預備団地(別表I)の昭和五十年年度入居希望者の募集を行います。希望される方は早めに申込みください。

- (1) 申込み受付期間
50年2月17日～50年2月28日
- (2) 申込み用紙の交付と場所
役場住民係(2月14日から)
- (3) 申込み先
役場住宅課住宅管理係
- (4) 申込み資格
①日本国籍を有し、水巻町内に住所または勤務場所を有すること
②すでに同居し、または同居しようとする親族(婚姻の届出を

(別表I)

申込みの種類	所在地	建設年度	種別	構造	間取り	家賃	管理費	入見金	居室数	入居予定月
1	吉田	46年 49年	1・2種混合	中耐 5階建	6-4-DK	6,500円	178円	60円	50年	4月
					6-4.5-3-DK	未定				
2	吉田	44年 49年	2種	鉄筋 2階建	6-3-4.5-K	3,800円	622円	20円	50年	4月
					4.5-4.5-4.5-K	未定				
3	二・下二・ 旭区・東 橋	28年 41年	1種	木造平 間耐平	6-4.5-3-K	2,300円	197円	10円	50年4月	51年3月
					6-6-DK	3,700円				
		30年 41年	2種	木造平 鉄筋平	6-4.5-K	1,600円	171円	10円	50年4月	51年3月
					6-4.5-DK	2,900円				
4	吉田 身障者向 住宅	49年	1・2種混合	鉄筋 2階建 1階4戸 2階4戸	6-4.5-6-DK 1階4戸は車イス 使用者から選考 します。	未定	8円	8円	50年4月	

単位：円(年収)内は月収(別表II)

種別	収入基準	扶養家族 0人				
		1人	2人	3人	4人	
第1種	65,000円	1,301,999	1,603,999	1,877,999	2,151,999	2,425,999
	以下	(108,499)	(133,666)	(156,499)	(179,333)	(202,166)
第2種	36,000円	932,000	1,124,000	1,361,999	1,655,999	1,929,999
	以下	(77,666)	(93,666)	(113,499)	(137,999)	(160,833)

- ③身体障害者手帳を所持しており、障害の程度が四級以上であること
- ④戦傷病者手帳を所持しており、障害の程度が第一級病以上であること
- ⑤身障者向住宅の申込資格
- (4)の申込み資格を満たし、かつ次の条件のいずれかに該当する者であること
- ①精神薄弱者などの精神的欠陥を有する者は、児童相談所の長、当該更生相談所の長、精神衛生センターの長、当該診療に経験を有する医師などにより、その程度が重度または中度の精神的欠陥と判定される者
- 申込みのときに身体障害者手帳、戦傷病者手帳をご持参ください。

- (6) 入居者の決定
町長が、入居者資格などを調査のうえ、住宅困窮度に応じ公開抽選で入居者を決定します。
- ⑥ 申込みは一世帯で一声しかできません。どの種類に申込みかを決めてから申込みください。なお、郵送による申込み受付はいたしません。

自動車の定期点検整備

自動車による交通事故をなくし排出ガスによる大気汚染を防止すると同時に使用者が安心して経済的に効率よく使用できるよう、自動車には定期的な点検整備を実施することが道路運送車輻法により義務付けられています。また、整備不良車はその運行が道路交通法で禁止されています。このようなことから、次のような効用を理解し、住民の尊い健康とかけがえない自然の美しさを守るため、自動車を保有されている方は必ず定期点検整備を行うようお願いいたします。

- ・ 経済的効用：運行諸経費の節減
- ・ 通算修理費が減少する
- ・ いつでも使用できる可動率が向上する
- ・ 路上故障がなくなり安心して使用できる
- ・ 車輛機能が正常に維持されることにより燃料費が節減できる
- ・ 整備不良による交通事故を防止、事故による諸失費が節減できる
- ・ 車輛保安上および社会的必要性
- ・ 交通事故の防止になる
- ・ 排出ガスによる大気汚染を防止する
- ・ 車輛が発する騒音を減少させる

水道修理の申し込みは 水巻町管工事組合へ

「電話 601-8883」

町内の水道修理は「管工事組合」で行ないます。各家庭で水道修理をしなければならないとき「管工事組合」に直接お電話を——。

修学費と償還

修学費	月	額	償還方法
	修学費	高校 高専(1,2,3年) 国・公立高専(4,5年) 私立高専(4,5年) 国・公立短大 私立短大 国・公立大学 私立大学	
金	就学支度費	高校・高専 自宅通学の場合 大学・短大 自宅通学の場合	20,000円以内 15,000円以内 30,000円以内 20,000円以内

学資に困っている方に



修学資金の貸付け制度

昭和五十年に、高等学校、高等専門学校、公・私立短期大学、公・私立大学に進学を予定されている方、または現在在学中で学資に困っている方は、次の貸付制度を利用することができます。

ただし、他の奨学資金を借りている方は、二重には借りられませんのでご注意ください。
貸付対象者 低所得世帯または被保護世帯に属する者の就学のために貸し付けます。

就学資金の種類
就学支度費、修学費(どちらも無利子です)
母子福祉資金貸付けの申込み月は、二月と三月です。授場老人児童課に申込みください。

世帯更生資金貸付けの申込み月は、二月、三月、四月となっています。社会福祉協議会へ申込みください。
就学支度費は、どちらも二月、三月に申込みされた方に限りです。

申込み日は、申込み月の二十五日とし、特別の事情のない限りその他の月の貸付けは行ないません。くわしいことは、老人児童課または社会福祉協議会におたずねください。

福祉と厚生

戦没者の遺族の方で請求された方には特別弔慰金が支払われていますが、この請求期限が五十年五月二十八日までとなっています。該当される方でまだ請求をされていない方は、早めに請求されるようお願いいたします。

戦没者の遺族に特別弔慰金

支給対象者
昭和四十年四月一日までに弔慰金の受給権を取得した方で、昭和四十年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までのあいだに公務扶助料、遺族年金などを失権し、昭和四十七年四月一日現在で、公務扶助料、遺族年金などを受け、おたずねください。

る方がいなくなった場合の戦没者の遺族の方。
昭和四十年四月二日から昭和四十七年四月一日までに弔慰金の受給権を取得し、遺族年金、公務扶助料などの受給権のある方がいたが、昭和四十七年三月三十一日までに遺族年金、公務扶助料などの受給権を失権し、昭和四十七年四月一日にこれらの受給権者がいない場合の戦没者の遺族の方。
該当される方、また詳細については、授場厚生課におたずねください。

サリドマイド訴訟が和解

サリドマイド訴訟に和解が成立したため、訴訟を起こさなかった被害者の方たちにも和解に準じて補償が行なわれることになりました。
これは、昭和三十八年六月以降に、サリドマイド剤を服用したために胎児の四肢に奇形を生じたという理由で、児童六十三人とその家族から、製薬会社を被告として損害賠償請求の訴えが東京地方裁判所に出されていたものです。
サリドマイド製剤の服用によって被害を受けた

訴訟を起こさなかった方にも同じ補償

方は、次のところに申し出られるようお願いいたします。申し出のあった方には、必要な手続きおよび認定の方法に関する詳細な説明書を直接お送りいたします。

- ・ 財団法人いしずえ
- ・ 本部 東京都新宿区戸塚町一〇四、ウイラ早稲田二〇三号(二一六〇)
- ・ 東京都千代田区霞が関二二二、厚生省薬務局企画課

交通安全

一口メモ

しあわせな家庭を一瞬にして不幸にする交通事故。おそろしい交通事故を追究するためには、各ご家庭の一人ひとりが交通安全について真剣に考え、正しい交通ルールを守ることがたいせつです。

楽しい夕食後のひととき、一日の話題の中から身近な交通問題をとりあげ、ちよつとした油断や不注意などから交通事故が起こることを話し合い、正しい歩行、正しい運転をするために次のことを守りましょう。

- 正しい歩行と横断
- 歩道のない道路は右側を歩く
- 道路で立ち話ほしない
- 横断歩道や歩道橋があれば、少し遠まわりになってもそれを渡る
- こどもを道路で遊ばせない
- 正しい運転
- いつも安全な速度で運転する
- 横断中の歩行者に注意し、必ず徐行、一時停止する
- 横断歩道の近くでは追い越しや追い抜きほしない
- わき見運転ほしない
- 酒を飲んだら絶対に運転ほしない

差別のない明るい町を

同和問題を

正しく認識しよう

同和問題の概観

同和对策審議会は調査部会を設け、同和地区に関する基礎調査を実施した。今回の調査の結果を通じて、全国におよび同和地区の所在を的確に把握することはきわめて困難であり、集団地区以外にかなりの関係住民のいることも十分に認識しなければならぬ。

同和問題が現在の時点において重要性をもつのは、数量的に、地区的にとらえられるような現象だけではない。日本の社会体制のあらゆる面で、根深く潜在している差別的な実態そのものが、問題なのである。

同和問題に関する本質の課題は端的には「部落差別」そのものである。身分的差別意識が主要な生活環境のなかで、いぜんとして厳しく温存されている事実である。新憲法のもと国民の基本的人権が新しく意識づけられ、社会体制の民主化も一応進展しつつあるようにみえながら、同和地区につながる人々はこの部落差別のなかで生活しなければならぬのである。

4

平等とみられる就職、就学、結婚などの社会体制のなかに、いぜんとして厚い差別の壁があり、一般国民のなかに、地区や地区住民に対して、感情、態度、意識、思想などによる偏見が残存していることも指摘しなければならぬ。

したがって、審議会が部落差別の事実として客観的にとらえなければならなかった焦点は、しばしば社会問題として提起される主観的な差別言動よりも、むしろ一般地区の生活状態および社会、経済的な一般水準を比較して、同和地区なるがゆえに解決されず取り残されている環境そのものにあつた

のである。

同和地区における人口、住宅の過密、道路、上下水道、居住形式など物的環境の荒廃状況はきわめて顕著である。それらは、職業選択の制限されていること、通婚圏の狭いこと、無関係ではない。

すなわち地区が封鎖的性質をもつことによつて、生活は向上性を失い、やむをえず集団化によつてその転落を防止するような自己防衛的な環境までつくられていることである。そこには差別が原因となつて貧困が同居している。

同和地区がしばしば一般低所得地区と同一視されることがあるがこれは必ずしも正しい認識ではない。一般の低所得地区と異なるのは、部落差別が存在することによつて、そこに居住しなければなら

戦没者の遺児で

青年部を結成

水巻町遺族会は、戦没者の遺児で青年部を結成いたします。

戦後三十年、水巻町遺族会も年々減少し、会員も老齢化しています。そこで、戦没者の遺児で青年部を結成し、国の礎となつた亡き父の霊をなぐさめようというものです。

結成式は次のとおり行なわれ

ます。戦没者の遺児の方の参加をお願いいたします。

日時 2月22日 19時から

場所 町民会館日本間

主催 水巻町遺族会

青年部結成についてのおたずねは、吉田車返し三吉ファミ子(☎601・0387)へ。

二月の心配ごと相談

二月の心配ごと相談日は次のとおりです。どのようなことでもお気軽にご相談ください。

◇日時 2月17日、25日 13時～16時30分

◇場所 水巻町民会館

—お礼—

吾典返しとして次の方から社会福祉協議会へご寄附がありました。ご冥福をお祈りいたしますとともにあつてお礼申しあげます。

故阿部キヌ殿 阿部貞雄殿

故畑田キク殿 (前田)一盛殿

故内村玉恵殿 渡辺敏博殿

故川内治郎一殿 (川内)照男殿

故伊藤大三殿 伊藤憲三殿

高血圧教室

・日時 2月19日 9時30分～11時30分

・会場 遠賀保健所(水巻町民会館前)

・内容 検尿、血圧測定、健康相談指導

・料金 無料

検診手帳をお持ちの方はご持参ください。

母子保健相談

・日時 2月21日 9時30分～11時30分

・会場 吉田団地公民館

・内容 乳児(身長・体重測定、育児相談指導)

母親(家族計画相談と指導)

器具、薬品なども準備してあります。

2月のし尿汲取予定日

2月のし尿汲取予定日が決まりました。日程に多少の変更はありますが、事前に準備をお願いします。

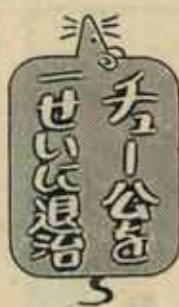
- 6日 三ツ頭区・樋口・吉田団地
・中央区・高松区
- 7日 立屋敷・高松区・三ツ頭区
・頃末(15・18区)・う月
・古賀・緑風園・中央区
・上二・下二
- 8日 吉田本村・車返・帆・古賀
・吉田川端商店街・下二町住
- 10日 吉田川端商店街・吉田県道
筋・宮ノ下
- 12日 頃末(6・11・14区)・吉
田大橋・上二町住
- 13日 頃末(6・11・14区)
- 14日 猪熊
- 15日 猪熊
- 17日 樋口・帆・吉田団地
- 18日 吉田団地
- 19日 吉田団地・美吉野団地・松
栄荘
- 20日 美吉野団地・松栄荘・梅ノ
木区・上二・下二・伊佐座
・吉田本村
- 21日 美吉野団地・松栄荘・梅ノ
木区・上二・下二・伊佐座
・吉田本村
- 22日 猪熊町住・帆社宅
- 24日 古賀区・古賀県住・みずほ
団地
- 25日 古賀区・う月・古賀・みず
ほ団地・下二幼稚園通
- 26日 古賀区・梅ノ木区・下二幼
稚園通
- 27日 樋口区・猪熊・樋口
- 28日 樋口区・猪熊・樋口

ご理解とご協力を 苦情のでない

し尿収集に努力

し尿収集の苦情は、住民の方からかなり多く出ています。このことについては、町と業者との間で何回となく話し合いを行ない、苦情解決のために両者で努力をしてきましたが、それでもなお苦情の数は減りません。

いっそう、収集業務に携わる人々の立場や心情を十分理解したうえで



清掃事業のやり方にはいろいろありますが、町としては現在の許可業者方式による事業運営の方が、自治体行財政の置かれた立場と現状から見て最善の処理方法と考えています。

ねずみの害にはいろいろと悩まされています。

したがって町としては、現状の許可業者方式によるし尿の収集などは、清掃行政の支柱でありその推進にとって欠かせないものと信じています。

このねずみを退治するには広い地域がいっせいに駆除を行なうことが一番効果があります。二月はねずみ駆除期間にもなっています。伝染病をまき散らすねずみの撲滅にご協力ください。

必ず二日間くらいは、かこが動かない状態で毒の入っていないえさをしかけ、三日目から毒えさでしかけるのがコツです。三日間くらいえさをたべなくても場所はそのままにしてください。

世話話、頃末遠賀保健所横の浦田俊幸さんがしています。販売と同時に駆除の指導も行なっています。殺そ剤の利用には、次のことにご注意ください。くすりは、たべ物などのそば、また、子どもの手の届く所には置かないこと。

清掃行政を進めていくことにしています。もちろん業者の方も苦情のないものにするために最善をつくされています。住民の皆さまもし尿収集業務がスムーズに行なわれるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

日曜在宅医

- 2月16日 中村医院 内・児科 下二 691・5820
 - 23日 有留医院 内・児科 吉田 691・1394
 - 3月2日 長谷川医院 眼科 樋口 691・1017
 - 9日 伊藤医院 皮膚科 頃末 691・0527
- 診察時間は9:00～17:00、原則として往診はいたしません。

もえるごみ もえないごみ は区別して

ごみを出すときに、もえないごみをもえるごみといっしょにして出される方がいます。これは、焼却場でごみをもやすときに大変困っていますので、もえるごみ、もえないごみは必ず区別して出すようお願いいたします。